

飛驒医療センター 久美愛厚生病院

奨学金について

受給資格

- ▶ ① 本会看護専門学校並びに保健師、助産師、看護師を養成する学校の在学者。
- ▶ ② 薬剤師を養成する学校の在学者。
- ▶ ③ 専門看護師及び認定看護師、看護師特定行為研修、診療情報管理士

※ 学生にあつては学校卒業後、既に卒業している者にあつては、受給決定後直ちに本会の病院等に勤務する意思を有する者。

奨学資金の額

- ▶ ① 1人1ヶ月 30,000円以内
- ▶ ② 1人1ヶ月 50,000円以内
- ▶ ③ 入学金、授業料、受講料、教材料相当額

支給期間

- ▶ 養成施設等が定める最短の養成（受講）期間以内。

支給の取り消し及び停止

- ▶ 受給者が支給を辞退したとき、または支給の目的を達成する見込みがなくなると認めるとき。
- ▶ 休学期間

償還（返却）について

- ▶ 奨学金の支給を取消されたとき。
- ▶ 学校を退学したとき。
- ▶ 本会看護専門学校学則によって退学したとき。
- ▶ 卒業後 1 年以内に資格試験に合格しなかったとき。
- ▶ ③については研修終了後 3 年以内に資格を取得できなかったとき。
- ▶ 指定研修期間の定めるところにより、研修が終了できなかったとき。
- ▶ 償還の免除期間内に退職したとき。

償還（返却）の免除

- ▶ 在学中、研修中に死亡したとき。
- ▶ 在職中に死亡、または業務上に起因する故障のため退職したとき。
- ▶ ① ② ③卒業後（研修終了後）に定められた、奨学資金の支給を受けた期間を本会の病院等に勤務したとき。